

に一本化するという、いずれにいたしましても、抜本的にやったり議事会というものについて考え直すべきときであるというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、西田実仁君。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。今、この憲法審査会におきまして二院制をテーマに議論するその背景には、いわゆる、ただいまお話がございましたが、決められない政治ということとを理由に首相公選制あるいは一院制ということが提唱される中、二院制の意義と役割について議論を深める必要があるからだろうというふうに私自身は思っております。

この決められない政治、いわゆる決められない政治というのは、国会及び内閣における意思決定が適切に行われていないことを指すのではないかと考えられます。したがって、問題意識をいたしましては、内閣と国会で適切な意思決定ができるようにすることと二院制がどのように関係するのかという設定が必要ではないかと思っております。

私自身の個人的な意見も含めまして発言をさせていただきます。まず、議院内閣制度の下におきまして、いわゆる官僚の支配ではない内閣の意思決定を図るためには、内閣の機能強化を図らなければならないと思います。それには、内閣法第三条第一項に定めるところの、「各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。」との条文と国家公務員のキャリアシステムによつて形作られましたいわゆる省庁割拠主義と言われる省益優先の弊害、これを改めるよう法改正も視野に入れた改革が求められると思われ

ます。そうして初めて、行政各部への指揮監督権等、内閣総理大臣の権限を強化することができると考えられます。

こうした内閣の機能強化と併せて、国会の行政監視機能が高めることが決められない政治の克服のためには不可欠であります。決められない

政治を克服して決められる政治に転換するその目的は、国民主権の徹底がなされることでなければならぬと思えます。国民主権の徹底には、国民の代表者の集合体である国会の行政監視機能をいかに強化するかに懸かっています。

国会の行政監視機能を高めるには、議院内閣制を取る以上、一院制ではなし得ないと考えます。なぜならば、政権を選ばない一院、例えば衆議院だけでは第三者的に行政を監視することは難しいからであります。一院制の下で行政をチェックするためには、議院内閣制度ではなく大統領制度を取るべきであると考えます。

国民主権の徹底を図るために国会の行政監視機能を高めるためには、二院制度が欠かせないと考えます。その意味では、例えば衆議院が予算など金目の議論を中心にするのに対して、参議院は組織や人事など行政監視の機能をより重視する役割分担が考えられます。参議院の行政監視機能を強める改革が必要との考えであります。

例えば、そのためには、先ほどの事務方からの調査報告書にもございましたように、総務省の行政評価局を参議院に移設して、行政監視のためのハウスとしての手足をつくることも考えるべきであります。また、衆議院には、米国にある議会予算局のように、ハウスとして独自の将来推計を行う機関の政府からの移設も検討すべきであろうと思えます。衆参それぞれの役割を徹底するための手足をつくって、その機能を強化する必要があると考えます。

以上でございます。

○会長(小坂憲次君) 次に、はたとこ君。

○はたとこ君 生活の党のはたとこでございます。

今日は二院制についての議論でございますが、大変恐縮でございますが、生活の党としての初めての発言でございますので、最初に党の基本政策、基本姿勢について申し述べさせていただきます。これをお許しただきたいと思えます。

して、このようにあります。我が党は、我々が携わる国政とは、国民の厳なる信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するものであることを真摯に受け止めて確認すると、憲法前文を引用しております。綱領には、続いて、正当に選挙された国会における代表者として政治を主導する権限と責任があること、その政策は国民の利益を増進するものでなくてはならないこと、国民との約束は誠実に遵守する必要があること、正しく日本国憲法が求めているところであり、民主政治の原則であると書かれております。

我が党は自立と共生の理念の下に結党されましたが、綱領の結びにはこうあります。我が党は、諸国家、諸民族、諸文化、さらには自然とも共生する理念の下、世界の平和と持続的繁栄のための諸活動に、性別、年齢、分野を問わず積極的に参加することを求める、平和と繁栄という普遍的な目的への人類史的貢献の発信者としての日本を、全ての国民が名誉と考える時代を築くためであるとの記述がございまして、全体として日本国憲法と理念を共有していると思っております。

また、党の基本政策では具体的には憲法についての記述はございませんが、外交・安全保障政策のところで、国連憲章や日本国憲法前文の精神にのっとりた安全保障基本法を制定し、国連平和維持活動への参加を進めると明記しております。

我が生活の党は、全議員参加の総合政策会議において政策を決定しておりますが、この政策会議において憲法の議論を始めました。最初の取組といたしまして、憲法問題について長年にわたる研究、議論を積み重ねてこられました小沢一郎代表による憲法講義シリーズを始めました。既に、日本国憲法総論、また二院制についてというテーマで発行いたしました。内容については党のホームページにアップされておりますので、是非御覧いただければと思えます。

道されましたが、九十六条の改正規定について、日本国憲法の理念、基本原則は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調の四つであり、日本国憲法は硬性憲法であつて、この基本原則を否定するような憲法改正を容易にすることはできない。九十六条の要件緩和だけを先にやってみたいというのは、学問的、論理的、理念的、思想的なことからいうとへんちくりんな議論である。九十六条改正という場合には、どういう憲法を想定し、その憲法はどういう理念で作られるものかということも明確にしていかなければならない。ただ単に、何でも変えたいときに変えられるようにしたい、改正規定で何でも変えられるという類いの発想につながってしまう。それは法の理論からいうと余りにも乱暴であり、余りにも跳びはねた議論になってしまう。ただし、みんなの総意があれば実勢に合わないものは変えればよいというところでまともな議論がなされる。

また、二院制についての論点でございますが、憲法制定時の国会の議事録を読んで頭を整理していきたくて考えております。本来の二院制に期待される仕組みからいえば、全く同じものが二つあるというの誰が考えてもいいとは思わないというところでございまして、我が党といたしましては二院制でいいのではないかと思っておりますが、二院制をどうするのかという問題は、本当にその機能、権能をどのように一院と二院に与えるかということの議論をしないとうどうしようもないということだろうというふうに思っております。

これらの論点に基づきまして、総合政策会議の場で議員間で議論が始まっております。この間、九十六条改正問題、二院制の問題ではほぼ議員間で認識が共有化されました。特に二院制の問題については、衆議院と参議院の機能、権能について具体的に検討をしていくということが当面の結論でございます。

参議院の機能についてはいろいろな議論がござい